



住宅・外出の支援

住宅

住宅改造費等の助成 身 知



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

浴室やトイレなどの改造にかかる費用の一部を助成します。

※工事前の相談・申請が必要です。

※介護保険及び日常生活用具(P33参照)の住宅改修費支給が優先になります。

助成額 費用の3/4(限度額:60万円)

対 象 所得税非課税で、市税の滞納がない世帯の重度の身体障害者または重度の知的障害者とその保護者

身体障害者向け市営住宅 身



問 (公財)仙台市建設公社募集課 TEL 399-7413 FAX 399-8252

(1) 高齢者及び軽度身体障害者世帯向け住宅

設 備 手すり、外部への非常通報ブザー、室内段差解消

対 象 次のいずれかに該当する方
※所得制限があります。

- ① 60歳以上の方
- ② 下肢または体幹機能障害を有していることにより身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方を含む世帯
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

(2) 重度身体障害者世帯向け車椅子住宅

設 備 手すり、室内段差解消、車椅子利用者用の流し台

対 象 車いすを必要とする方で、次のいずれかに該当する方※所得制限があります。

- ① 下肢または体幹機能障害を有していることにより身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方を含む世帯
- ② 戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

(注) 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は、単身での入居ができません。

公営住宅等の入居者選考時の優遇措置 身 知 精 難



問 〈市営住宅〉(公財)仙台市建設公社募集課 TEL 399-7413 FAX 399-8252

〈県営住宅〉宮城県住宅供給公社 TEL 224-0014

市

県

市営住宅および県営住宅への入居が、一般の方より有利な当選確率で抽選が受けられる場合があります。

外出の手助け

全身性障害者ガイドヘルパーの派遣 (身)

問 仙台市障害者福祉協会

TEL 266-0294 FAX 266-0292

脳性麻痺等による全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合などの付添いを行います(ガイドヘルパーの交通費は負担していただきます)。

対象 肢体不自由で身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方で、上下肢または体幹に障害があり、家庭に適切な付添いをする人がいないため、外出・社会参加に支障のある方。

補助犬の飼料給付 (身)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

補助犬(介助犬、盲導犬、聴導犬)の飼料の給付を現物により行っています。(年額42,000円以内)

対象 市内に住所を有する身体障害者補助犬の使用者で、市県民税非課税世帯の方

交通手段の割引等

自動車運転免許取得費用の助成 (身)(知)(精)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

普通自動車第1種運転免許を初めて取得する場合、またはやむを得ない理由で普通自動車第1種運転免許を失効して再取得した場合、教習を受けるために必要な費用の一部を助成します。免許取得日から30日以内に申請してください。

対象 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

助成額 教習を受けるために要した費用の2/3(限度額10万円)

所得制限 障害のある方本人の所得が一定額を超える場合は助成の対象となりません。

身体障害者自動車改造費用の助成 (身)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

身体障害のある方が、自ら所有し運転する自動車の改造(操向装置及び駆動装置等の一部改造)に必要な費用を助成します。改造発注前に申請してください。

助成額 改造に要した費用(限度額10万円)

所得制限 障害のある方本人の所得が一定額を超える場合は助成の対象となりません。

障害者交通費助成 (身)(知)(精)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

各種障害者手帳をお持ちで、障害の等級・程度の要件に該当する方は、①～③からいずれか1つの利用券を選んでご利用いただけます。また70歳以上の方は、敬老乗車証と各障害者交通費助成からいずれか1つを選択していただきます。(両方の利用は不可。)

※所得による制限があります。

利用券

①ふれあい乗車証



市バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を無料で利用できるICカード方式の乗車証を交付します。

②福祉タクシー利用券



年間助成額を30,000円とし、1枚500円の利用券を60枚交付します。(申請月により減額有)

③自家用車燃料費助成券



年間助成額を30,000円とし、1枚1,000円の利用券を30枚交付します。(申請月により減額有)



交通運賃の割引

(1) バス・地下鉄運賃割引 身 知 精

〈身体障害者手帳または療育手帳等をお持ちの方〉以下の提示により、運賃の割引が受けられます。

① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 特別運賃割引証 ④ 福祉児童運賃割引証 ⑤ 障害者手帳アプリ (市バス・地下鉄のみ)

〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方〉

精神障害者保健福祉手帳 (宮城交通は、宮城県または仙台市が発行する手帳に限る)、障害者手帳アプリ (市バス・地下鉄のみ) の提示により、運賃の割引が受けられます。

〈福祉割引用icsca〉

仙台市交通局で発売しているICカード乗車券で、市バス・地下鉄をご利用になる際に、自動的に福祉割引が適用される運賃のお支払いができます。 (交通局ホームページ)



対 象

交通機関	運賃の種別	本人	介護者・付添人(※1)
市バス	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	30%引 (大人のみのみ)	30%引 (大人のみのみ) ※2
地下鉄	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	23.1%引 (大人のみのみ) ※2	23.1%引 (大人のみのみ) ※2
宮城交通	普通旅客運賃	50%引	50%引 (所有者本人が1種の場合) ※3
	定期旅客運賃	30%引 (大人のみのみ) ※3	30%引 (大人のみのみ。所有者本人が1種の場合) ※3

※1 特別運賃割引証または福祉児童運賃割引証をお持ちの方の付添人は、付添人用の割引証が必要。

※2 大人通学定期は割引対象外

※3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は割引対象外

問合せ先 仙台市交通局案内センター TEL 222-2256 FAX 224-5126 宮城交通本社 TEL 771-5310

(2) タクシー運賃割引 身 知

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方の運賃が1割引になります。

利用方法 乗車時に手帳所持者である旨を告げ、運賃支払い時、運転手に手帳を提示してください。

※手帳に貼付されている写真による本人確認ができない場合は、割引の対象になりません。

問合せ先 宮城県タクシー協会仙台地区総支部 TEL 256-0356

(3) JR旅客運賃割引 身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、乗車券等の額が5割引になります。

対 象

種別	割引適用乗車券	割引率			備考
		単独	介護付		
			本人	介護者	
第1種	普通乗車券	5割	5割	5割	単独時は片道100kmを超える場合
	定期乗車券 (12歳以上) 普通急行券 普通回数乗車券	—	5割	5割	急行券は特別急行券を除く
	定期乗車券 (12歳未満)	—	—	5割	障害者が12歳未満の小児の場合、本人の小児定期乗車券は割引の対象外
	普通乗車券	5割	—	—	片道100kmを超える場合
第2種	定期乗車券 (12歳未満のみ)	—	—	5割	障害者が12歳未満の小児の場合、本人の小児定期乗車券は割引の対象外

〈第1種〉身体障害者手帳：視覚1～3級、4級の一部、聴覚2～3級、肢体1級、2・3級の一部、ぼうこう、直腸の4級を除く内部障害1～4級
・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳：1級

〈第2種〉・第1種以外の身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問合せ先 JR東日本お問い合わせセンター TEL 050-2016-1600 (8:00～21:00、年中無休)
(民営鉄道については各会社にお問い合わせください。)

(4) 航空運賃割引 (身) (知) (精)

一部の航空会社の国内線区間の航空運賃が割引になります。詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

対 象

- 1～2のいずれかに該当するお客様がご利用いただけます。
1.ご搭乗時の年齢が満3歳以上で下記の手帳をお持ちのお客様
2.1のお客様と同一便に搭乗される介護者の方(お一人様まで)

●手帳の種類

- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

問合先 各航空会社

(5) 旅客船運賃割引 (身) (知) (精)

国内の各旅客航路を利用する場合に、運賃が割引されます。利用の際は各船会社へお問い合わせください。

対 象

- ① 身体障害者手帳(第1種・第2種)をお持ちの方および介護者(おひとりまで)
- ② 療育手帳(A・B)をお持ちの方および介護者(おひとりまで)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方および介護者(おひとりまで)

問合先 各船会社

有料道路における通行料金割引 (身) (知)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課
NEXCO東日本お客さまセンター

TEL 0570-024-024または03-5308-2424

有料道路の通行料金が通常料金の半額になります。
※事前に登録手続きが必要です。

対象者	① 身体障害者手帳又は療育手帳の第1種の方 ② 身体障害者手帳の第2種の方(障害のある方が運転する場合に限ります。) ※営業用車両等での手続きはできません。
申請に必要なもの (事前申請において自動車を登録する場合)	① 身体障害者手帳第1種の方又は療育手帳Aの方 ☑ 身体障害者手帳又は療育手帳 ☑ 車検証(本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等の名義) ② 身体障害者手帳第2種の方(本人運転に限ります。) ☑ 身体障害者手帳 ☑ 車検証(名義は上記①と同様) ☑ 本人の運転免許証 ※ETCをご利用になる場合は、上記のほかに障害者本人の名義(未成年の方は、保護者名義でも可。)のETCカード、車載器セットアップ申込書・証明書をご持参ください。

申請に必要なもの
(事前申請において自動車を登録しない場合)

- ☑ 身体障害者手帳又は療育手帳
- ☑ 本人の運転免許証

※対象となる自動車の範囲は、事前申請において自動車を登録する場合と登録しない場合、本人運転と介護運転で異なります。
詳細は、ホームページまたは手続き後に手渡される「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。
※自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請される方は、オンライン申請も可能です。
詳細は、ホームページをご確認ください。

駐輪場定期利用料の減免 (身) (知) (精)

問 建設局道路管理課 TEL 214-8371

市営駐輪場の定期利用料が半額に減免されます。(一時利用、回数券利用は減免対象になりません)

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

身体障害者使用自転車の認定 (身)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

対象となる自転車は、仙台市自転車等放置防止条例に基づく撤去の対象から2時間に限り除外されます。ただし、交通に支障のある場所への駐輪は除外されません。また、利用可能な駐輪場がある場合は、必ず駐輪場をご利用ください。

対 象

下肢・体幹・移動・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の身体障害者手帳をお持ちの方(等級区分なし)

市営駐車場等駐車料金の減免 (身) (知) (精)

市営駐車場または市営施設等の有料駐車場の駐車料金が、一部減免となる場合があります。

対 象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が運転または同乗する自動車

(1) 市営駐車場(1時間無料)

駐車場	電話番号
二日町駐車場	261-6036
勾当台公園地下駐車場	266-3813
八木山動物公園駅駐車場	397-6228
泉中央駅前駐車場	218-2650

(2)市営施設等の駐車場

※一部除外とさせていただくことがありますので窓口にてご確認ください。

駐車場	電話番号
カメイアリーナ仙台(仙台市体育館) ※大規模改修工事のため、令和9年3月中旬(予定)まで休館	244-1111
本山製作所青葉アリーナ(青葉体育館) 本山製作所仙台市武道館(仙台市武道館)	717-1191
恵和興業元気フィールド仙台 (新田東総合運動場)	231-1221

駐車禁止除外指定車標章の交付 身 知 精 難

歩行が困難と認められる身体に障害のある方などが使用または利用する自動車に対して駐車禁止除外指定車標章を交付し、駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむをえない場合に限り、駐車を認めています。交付された「駐車禁止除外指定車標章」は車の前面の外部から見えやすい位置に掲示しなければなりません。

※標章の交付を受けた身体に障害のある方等が現に車両を使用しているときまたは、乗車しているときに限り駐車することが認められます。ただし、法定の駐車禁止場所および駐車禁止場所については対象外となります。

有効期間 最長3年

問合先 管轄警察署交通課

名称	電話番号
仙台中央警察署	222-7171
仙台南警察署	246-7171
仙台北警察署	233-7171
仙台東警察署	231-7171
泉警察署	375-7171
若林警察署	390-7171

宮城県ゆずりあい駐車場利用制度 身 知 精 難

問 宮城県社会福祉課 地域福祉推進班

TEL 211-2519 FAX 211-2594

歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。対象となる駐車区画を利用する際には、車内に宮城県から交付された利用証を掲示する必要があります。

リフト付自動車の運行 身

問 仙台市障害者福祉協会

TEL 266-0294 FAX 266-0292

公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車椅子を乗せられるリフト付き自動車による送迎を行っています。

※利用にはあらかじめ登録が必要です。

料 金 走行距離に基づく利用料等

スロープ付路線バスの運行 身

仙台市営バスをご利用される場合、事前にお申し込みいただいた場合には低床車両(ワンステップ・ノンステップ)を手配いたします。ご利用日時が決まっている場合は、できる限り担当している営業所に電話またはFAXでご連絡ください。

鶴ヶ谷南光台線・南光台循環線の小型コミュニティバスでは、車椅子の方が1人で乗り降りできるリフトバスを運行しています。詳しくは七北田出張所へお問い合わせください。

る一歩る仙台も車椅子に乗車したままで、ご利用いただけます。

詳しくは仙台市交通局HPをご覧ください。

問合先 仙台市交通局自動車部

名称	電話番号	FAX
自動車部運輸サービス課	712-8318	224-5510
川内営業所	221-3326	213-9122
長町営業所	248-2514	248-1551
実沢営業所	379-2422	379-2423
霞の目営業所	286-2131	286-2132
東仙台営業所	251-1420	251-2045
白沢出張所	392-2557	392-2557
七北田出張所	372-3201	372-3202

※FAXの場合は、お名前・ご連絡先のほか、ご利用日、ご利用バス停、ご利用時間並びに行き先を記入してください。

リフト付タクシー・寝台タクシー 身

車椅子や移動用ベッドのままで利用できるタクシーがあります。乗車定員・料金の詳細は各タクシー会社へお問い合わせください。(福祉タクシー利用券及び身体障害者手帳・療育手帳提示による割引が利用できません。)